

よくある質問【2025 年度】

<Ctrl キーを押しながら以下の目次をクリックすると、該当する質問へ遷移します>

【審査を希望するプロジェクトの募集(要件)】	3
Q1 所在地が愛知県外の事業者でもプロジェクト審査に応募できますか。.....	3
Q2 どういうプロジェクトが募集対象ですか。.....	3
Q3 応募するプロジェクトは A-IDEA に登録のある他のアイデアやシーズとの連携が必要ですか。.....	3
Q4 1者が複数のプロジェクトに応募することは可能ですか。.....	3
【審査を希望するプロジェクトの募集(手続)】	4
Q1 「プロジェクト説明資料」の様式の指定はありますか。.....	4
Q2 A-IDEA にある「アイデア」ページへのプロジェクト内容登録について、今回の応募以前に既に登録しているプロジェクトがありますが、今回の応募時にそれとは別に新規で登録する必要がありますか。.....	4
Q3 プロジェクト説明資料の内容と「アイデア」ページの登録内容に共通部分が多いので、登録内容の記載に代えて、プロジェクト説明資料のデータをアップロードすることで代用してはいけませんか。.....	4
Q4 プレゼン審査はいつ、どこで行われますか。.....	4
Q5 プレゼン審査に使用する資料に指定はありますか。.....	4
Q6 プレゼン審査に当社以外の者(共同研究をしている大学の者など)が同席することは可能ですか。.....	5
Q7 補助金の申請書の様式はどこにありますか。.....	5
【革新事業創造事業費補助金(制度)】	5
Q1 補助対象者の「中小企業者等」にはどのような者が該当しますか。.....	5
Q2 これまでに革新事業に採択された民間主導プロジェクトについて、再度補助金を申請することは可能ですか。.....	6
Q3 どういう経費が補助対象になりますか。.....	6

Q4 応募するプロジェクトについて、他の補助金の利用も想定しているのですが、同時に活用することはできますか。.....	6
Q5 補助対象期間はいつからいつまでですか。.....	6
Q6 補助金はいつ振り込まれますか。.....	7
【革新事業創造事業費補助金(手続)】	7
Q1 交付決定後に補助事業の内容を変更することはできますか。.....	7
Q2 補助事業が完了した後も対応が必要なことがありますか。.....	7

【審査を希望するプロジェクトの募集(要件)】

Q1 所在地が愛知県外の事業者でもプロジェクト審査に応募できますか。

- 愛知県外の事業者(企業)であっても応募は可能です。
- 審査においては、「必要性(愛知県が後押しすべきものか)」を評価するため、プロジェクト説明スライドの中で「なぜ愛知県でプロジェクトを実施するのか(※)」についての記載が必要です。

※ 愛知県特有の社会課題の解決に取り組むもの/全国的な社会課題を愛知県から先導的に解決していくもの/愛知県の強みを活かして地域活性化を図るもの/愛知県の事業者や研究機関等との連携により実施するもの など

Q2 どういうプロジェクトが募集対象ですか。

- 「革新事業創造戦略」に定める重点政策分野に関して、社会課題の解決と地域活性化を図るプロジェクトを募集します。
 - 重点政策分野
健康長寿/農林水産業/防災・危機管理/文化芸術/スポーツ/GX/DX
- ゴールの実現に2年間以上を要するプロジェクトであっても、補助金に採択された場合の補助金の補助対象期間は、2025年4月1日から2026年3月20日までの約1年間です。

Q3 応募するプロジェクトは A-IDEA に登録のある他のアイデアやシーズとの連携が必要ですか。

- 必ずしも A-IDEA に登録されているアイデアやシーズを活用する必要はありません。

Q4 1者が複数のプロジェクトに応募することは可能ですか。

- 可能です。

[目次へ戻る](#)

【審査を希望するプロジェクトの募集(手続)】

Q1 「プロジェクト説明資料」の様式の指定はありますか。

- 様式の指定はありませんが、書類審査を行うにあたって評価に必要となる事項を整理したものを、書類審査用資料のひな形「プロジェクト説明スライド」としていただきますので、作成時の参考としてください。
- ひな形では各項目を1ページにしていますが、必ずしも1ページに収める必要はありません。また、必要に応じてイラスト・グラフ・写真等を挿入して差し支えありません。

Q2 A-IDEA にある「アイディア」ページへのプロジェクト内容登録について、今回の応募以前に既に登録しているプロジェクトがありますが、今回の応募時にそれとは別に新規で登録する必要がありますか。

- 今回の応募以前に既に登録しているのであれば、改めて新規に登録する必要はありませんが、プロジェクト説明資料の内容に合わせて、A-IDEA に登録されているプロジェクトの内容を適宜更新(修正)してください。

Q3 プロジェクト説明資料の内容と「アイディア」ページの登録内容に共通部分が多いので、登録内容の記載に代えて、プロジェクト説明資料のデータをアップロードすることで代用してはいけませんか。

- 「アイディア」ページの登録の際に、項目名の横に「必須」とある項目は必ず入力していただく必要があります。それ以外の項目については、代用していただいても構いません。(添付するファイルは、1ファイルあたり最大5MB、全体で 10MB までの容量制限があります。)
- A-IDEA にアップロードした場合でも、プロジェクト説明資料は提出用アドレス (teishutsu@a-idea.jp)あてに提出する必要があります。

Q4 プレゼン審査はいつ、どこで行われますか。

- 具体的な日時等は別途御案内しますが、2025年6月に実施する予定です。

Q5 プレゼン審査に使用する資料に指定はありますか。

- 様式の指定はありませんが、審査で確認したいポイント(プロジェクトで解決する課題、そのソリューション、ターゲット等)を別途提示しますので、盛り込むようにしてください。

Q6 プレゼン審査に当社以外の者（共同研究をしている大学の者など）が同席することは可能ですか。

➤ プロジェクトに参画する者であれば可能です。

Q7 補助金の申請書の様式はどこにありますか。

➤ 本補助金の申請は革新事業に採択された場合に提出いただくこととなり、今回の応募手続に補助金の申請書は用いないため、ウェブ上にはアップロードしていません。

➤ 審査を経て、革新事業に採択された方に対して別途御案内します。

[目次へ戻る](#)

【革新事業創造事業費補助金（制度）】

Q1 補助対象者の「中小企業者等」にはどのような者が該当しますか。

➤ 次に掲げる者が該当します。

- ① 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2号第1項に規定する「中小企業者」に該当する会社又は個人
- ② 「中小企業等経営強化法第2条第1項第6号、7号、8号に定める法人(企業組合等)
- ③ 法人税法別表第二に該当する法人(一般財団法人及び一般社団法人については、非営利型法人に該当しないものも対象)
- ④ 農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人
- ⑤ 法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人(従業員数が 300 人以下である者に限る)

➤ 詳細は[「革新事業創造事業費補助金の手引き」1ページから4ページまで](#)を御確認ください。

➤ 以下のような「みなし大企業」は「中小企業者等」には該当しません。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を上記アからウのいずれかに該当する者が所有している者
- ⑤ 上記①から③に該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

Q2 これまでに革新事業に採択された民間主導プロジェクトについて、再度補助金を申請することは可能ですか。

- 申請できません。
- 目標達成が複数年にわたる革新事業の場合でも、革新事業創造事業費補助金の対象となるのは一回限りです。
【参照】[革新事業創造事業費補助金交付要綱第4条第3項](#)

Q3 どういう経費が補助対象になりますか。

- [革新事業創造事業費補助金交付要綱別表1](#)に該当する費目が対象です。
なお、次に該当する費用は補助対象とはなりません。
 - ① 消費税及び地方消費税
 - ② 同一年度に国(独立行政法人含む)や県の他の補助金の交付を受けた経費及び交付を受ける予定の経費
 - ③ 自社調達・関係会社からの調達時の利益相当分
- 費目ごとに補助対象にならない経費や注意事項がありますので、[「革新事業創造事業費補助金の手引き」6 ページ](#)を御確認ください。

Q4 応募するプロジェクトについて、他の補助金の利用も想定しているのですが、同時に活用することはできますか。

- 同時に利用することは可能ですが、他の補助金に申請する予定の経費は革新事業創造事業費補助金の補助対象になりませんので、それぞれの事業内容を十分御検討ください。

Q5 補助対象期間はいつからいつまでですか。

- 2025年4月1日から2026年3月20日までの期間です。
- この期間内に発注・契約をし、支払まで終える必要があります。

Q6 補助金はいつ振り込まれますか。

- 補助金は、補助事業の完了後、県が検査を行い、金額を確定した上で、2026 年5月末頃に支払われます(精算払い)。
- そのため、事業期間中は補助事業者において経費を負担する必要があります。

[目次へ戻る](#)

【革新事業創造事業費補助金(手続)】

Q1 交付決定後に補助事業の内容を変更することはできますか。

- 可能ですが、変更する前に「革新事業創造事業費補助金変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。
- 変更の見込みが生じた段階で愛知県イノベーション企画課へ御相談ください。
電話:052-954-7424
メール: innovation-strategy@pref.aichi.lg.jp

Q2 補助事業が完了した後も対応が必要なことがありますか。

- 次の3点に御留意ください。
 - ① 補助対象経費に係る証拠書類等は 2026 年度から 2030 年度まで5年間保存する必要があります。
 - ② 補助事業において1件あたり単価 50 万円以上で取得した財産や効用が増加した財産がある場合、「[減価償却資産の耐用年数に関する省令\(昭和40年大蔵省令第15号\)](#)」に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過するまでは、当該財産の処分が制限されます([革新事業創造事業費補助金交付要綱第 20 条](#))。
期間経過前に処分しようとする場合は、愛知県の承認が必要です。また、処分の結果収入があった場合は補助金の返還が必要になる場合もあります。
 - ③ 革新事業に採択されたプロジェクトについて、補助金採択の翌年度から 5 年程度の間、毎年1回、進捗等についての調査を行いますので御協力ください。

[目次へ戻る](#)